

登録教習機関の登録変更の公示について

下記の登録教習機関について、代表者の氏名変更の届出があったので、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第112条の2第2項第2号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令(昭和47年労働省令第44号)第25条の3第2項並びに同省令第1条の2の15の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関及び登録安全衛生推進者等養成講習機関の名称

公益社団法人 神奈川労務安全衛生協会

登録教習機関及び登録安全衛生推進者等養成講習機関の住所

神奈川県横浜市中区相生町3丁目63番地

代表者職氏名(変更前)

会長 坪井 竜介

代表者職氏名(変更後)

会長 川端 太郎

変更年月日

令和7年5月28日

令和7年6月2日

神 奈 川 労 働 局 長

